

### ◎たばこ事業法の一部を改正する法律

たばこ事業法（昭和五十九年法律第六十八号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

「たばこ流通規制法」

第一条を次のように改める。

「この法律は、製造たばこの消費及び受動喫煙が死亡、疾病及び障害を引き起こすことが科学的証拠により明白に証明されていること、及び、たばこが依存性薬物であり、喫煙への依存が一つの疾患であることにかんがみ、将来的にはたばこ製品の製造販売を原則として禁止すべきであるとの認識をもちつつ、原則的禁止までの間、暫定的に製造販売される製造たばこについて、その原料用としての国内産の葉たばこの生産及び買入れ、製造たばこの製造及び販売の事業、並びに製造たばこの価格等に関し所要の規制を行うことを目的とする。」

この法律中「財務大臣」を全て「厚生労働大臣」に改める。

この法律中「財務省令」を全て「厚生労働省令」に改める。

この法律中「会社」（ただし、第三条第一項中最初のを除く。）を全て「日本たばこ」に改める。

第四条第二項中「、葉たばこの再生産を確保することを旨とし」を削る。

第十条を削る。

**附則等により、次の変更を行う。**

第 1 1 条（特定販売業）、第 2 0 条（卸売販売業）、第 1 7 条（登録の取消し）に関して次の変更を行う。

- ・ この改正法の施行以後は、「特定販売業」及び「卸売販売業」の新規登録を停止する。
- ・ 新規参入を認めず、他方、登録の取り消し及び営業停止を厚生労働大臣が行う。

第 2 2 条「小売販売業」、第 3 1 条に関して次の変更を行う。

- ・ この改正法の施行以後は、「小売販売業」の新規許可を停止する。
- ・ 新規参入を認めず、他方、許可の取り消し及び営業停止を厚生労働大臣が行う。

第十七条第一項中「命ずることができる。」を「命じなければならない。」に改め、同項第五号中「2年以内」を「半年以内」に改め、「2年を」を「半年を」に改める。

第三十一条第一項中「命ずることができる。」を「命じなければならない。」に改める。

第三十四条第一項を次のように改める。

「厚生労働大臣は、前条第1項又は第2項の小売定価の認可の申請があつた場合に、製造たばこの消費を抑制及び削減すべき観点に照らして当該申請に係る小売定価が不当に低いと認めるときは、同条第1項又は第2項の認可をしてはならない。」

第三十四条第二項中「著しく」を削る。

第三十九条を次のように改める。

「製造たばこの警告表示に関しては、たばこ規制法（平成23年法律第●号）の定めるところによる。」

第四十条を次のように改める。

「製造たばこに係る広告の規制に関しては、たばこ規制法（平成23年法律第●号）の定めるところによる。」

第四十四条を次のように改める。

「厚生労働大臣は、政令で定めるところにより、この法律による権限の一部を都道府県知事又は地方厚生局長若しくは地方厚生支局長に行わせることができる。」